

13環政第980号

平成14年3月6日

経済産業大臣 様

福島県知事



株式会社クリーンコールパワー研究所の石炭ガス化複合発電実証試験研究

設備設置事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の意見を下記のとおり通知します。

記

1 総括的事項について

- (1) 本事業は、常磐共同火力株式会社勿来発電所構内で実施されることから、当該発電事業からの影響を十分考慮し、環境影響評価を実施する必要があること。
- (2) 環境影響評価方法書には、ガス精製設備等におけるばい煙対策に関する内容が具体的に記載されていないために、関係市長等の意見に大気環境項目（ベンゼン、炭化水素、悪臭等）及び水環境項目（水銀等）等についての懸念がみられることから、環境影響評価準備書に当該内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、当該項目についても調査、予測及び評価を行う必要があること。また、実証試験研究設備の研究終了後の廃棄物等の発生を考慮し、当該設備の取扱いについても同準備書に記載する必要があること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応する必要があること。

2 環境影響評価項目について

- (1) ガスタービン等の施設の稼働による低周波音が懸念されることから、施設の稼働に「低周波音」を環境影響評価項目として追加する必要があること。

施設の稼働（温排水）による海域及び放水口に隣接する潟周辺の生態系への影響が懸念されることから、施設の稼働に「生態系」を環境影響評価項目として追加する必要があること。

- (3) 「石炭粉じん」については、現況把握がなされていないことから、施設の存在・稼働に当該項目を環境影響評価項目として追加する必要があること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質については、直近の一般環境大気測定局における風向及び大気成層状況を踏まえ、調査地点を設定する必要があること。
- (2) 騒音及び振動については、今後策定される工事計画及び搬入計画等を踏まえ、必要に応じ、調査地点及び予測地点を追加する必要があること。
- (3) 海域に生息及び生育する動植物に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うとともに、対象事業実施区域の前面海域の流況及び水深の状況を踏まえ、調査地点を設定する必要があること。
- (4) 景観に係る調査の基本的な手法については、主要な眺望点として対象事業実施区域周辺から景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を考慮し選定（例えば、いわきディクルーズ五浦海岸めぐりにおける海上、勿来海岸等）するとともに、選定地点の調査については、当該地点の景観要素を考慮した時期に行う必要があること。また、景観の予測地域については、調査地点の中から特に重要な地点を選定する必要があること。

- 4 上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議する必要があること。